

地域密着型特別養護老人ホーム 栗生ハウス

当施設（事業所）は介護保険の指定を受けています。

（仙台市 指定 0495100216）

1. 経営法人（事業者）

- (1) 法人名 社会福祉法人 幸生会
(2) 法人所在地 宮城県仙台市青葉区栗生1丁目25-1
(3) 電話番号 022-391-6658
(4) 代表者氏名 理事長 金森 従雄
(5) 設立年月 平成8年2月1日

2. 施設（事業所）の概要

- (1) 施設（事業所）の種類 指定地域密着型介護老人福祉施設 ・平成24年10月1日指定
(2) 施設（事業所）の名称 地域密着型特別養護老人ホーム 栗生ハウス
(3) 施設（事業所）の所在地 宮城県仙台市青葉区栗生1丁目24-2
(4) 電話番号 022-391-0571
(5) 管理者氏名 施設長 山田 裕樹
(6) 開設年月 平成24年10月1日
(7) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	随時

- (8) 利用定員 地域密着型介護老人福祉施設 29人（定員）
(9) 居室等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
1階 個室	19室	
2階 個室	20室	内：ショートステイ10室
合計	39室	
食堂	4室	各ユニット共用スペース
浴室	2室	特殊浴槽（1階・2階の各階に設置）
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、配置が義務づけられている施設・設備です。

- (10) ユニット数 1階：2ユニット（10人・9人） 2階：2ユニット（10人・10人）
(11) 本体施設 特別養護老人ホーム泉クラシック（介護老人福祉施設）

3. 職員の配置状況

1. 指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	配置職員数			常勤換算	指定基準
	専従	非常勤	兼務		
1. 施設長（管理者）			1名	0.4名	1名（兼務可）
2. 生活相談部長 （管理代行）			1名	1.0名	1名（常勤）
3. 介護職員	19名	6名		24.4名	10名
4. 看護職員	2名			2.0名	1名以上（兼務可）
5. 介護支援専門員			2名	2.0名	1名（兼務可）
6. 生活相談員			1名	1.0名	1名
7. 医師		1名		0.2名	1名（非常勤可）

8. 管理栄養士			1名	0.2名	1名(兼務可)
9. 機能訓練指導員	1名			1.0名	1名(長期専従)
10. 事務員	1名			1.0名	

2. 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師 (非常勤)	週1回 13:30~15:30
2. 介護職員	早番～遅番： 7:30～22:00 (早番・日勤・遅番) 深夜： 21:45～翌日7:45 夜勤： 17:00～翌日10:00 (1階フロア：1名 2階フロア 1名) (24時間体制で対応しています。)
3. 生活相談員 (常勤) 介護支援専門員 (常勤)	早番： 8:30～17:30 日勤： 9:00～18:00
4. 看護職員 機能訓練指導員 (常勤)	早番： 8:00～17:00 8:30～17:30 日勤： 9:00～18:00 遅番： 9:30～18:30
5. 管理栄養士(本体施設兼務)	早番： 8:30～17:30 日勤： 9:00～18:00

4. 主な協力医療機関

- ・ 長命ヶ丘針生・舟田クリニック (嘱託医)
- ・ 内科 佐藤病院 (内科)
- ・ 貝山中央病院 (内科・外科・整形外科)
- ・ 鈴木歯科医院 (歯科)
- ・ 仙台徳洲会病院 (内科、神経内科、眼科、皮膚科、泌尿器科)
- ・ イムス明理会仙台総合病院 ((内科、神経内科、眼科、皮膚科、脳神経科)

5. 当施設(事業所)の利用料金

○地域密着型介護老人福祉施設(特養長期入所)の利用料金

※契約者によっては、市町村の認定により自己負担額が減額される場合があります。

(1) **個室**をご利用時

	1日あたりの基本利用料のみの額				
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 7,004円	要介護2 7,733円	要介護3 8,503円	要介護4 9,253円	要介護5 9,972円
2. 自己負担額(1割負担)	701円	774円	851円	926円	998円
(2割負担)	1,401円	1,547円	1,701円	1,851円	1,995円
(3割負担)	2,102円	2,320円	2,551円	2,776円	2,992円

(2) 加算料金 (サービスの利用に応じてかかる加算額)

入院・外泊時費用	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合 (1か月に6日を限度) 253円/日 (1割負担)・506円/日 (2割負担)・758円 (3割負担)
初期加算	入所日から起算して30日以内の期間又は30日を超える入院後に再入所した場合 31円/日 (1割負担)・62円/日 (2割負担)・93円/日 (3割負担)
安全対策体制加算	安全対策に係る外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合 21円/回 (1割負担)・41円/回 (2割負担)・62円/回 (3割負担)
介護職員等処遇改善加算 (I)	1ヶ月のご利用単位数に14,0%を乗じた額を加算。
個別機能訓練加算 (I)	計画を作成し、サービス提供の同意を得た上で機能訓練を実施した場合 13円/日 (1割負担)・25円/日 (2割負担)・37円/日 (3割負担)
個別機能訓練加算 (II)	個別機能訓練加算 (I)を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練実施に当たって、当該情報その他の機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する場合 21円/月 (1割負担)・41円/月 (2割負担)・62円/月 (3割負担)
褥瘡マネジメント加算 (I)	褥瘡発生を予防するため、関連項目について定期的な評価を実施し、その結果に基づき褥瘡発生の可能性のある利用者に対して褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施した場合 3円/月 (1割負担)・6円/月 (2割負担)・9円/月 (3割負担)
褥瘡マネジメント加算 (II)	褥瘡マネジメント加算 (I)の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所等について、褥瘡の発生がない場合 14円/月 (1割負担)・27円/月 (2割負担)・40円/月 (3割負担)
排せつ支援加算 (I)	排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回は評価を行い、その結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。また、評価の結果、適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減が見込まれる者について、排せつに介護を要する原因分析、計画作成を行い、当該支援計画に基づく支援を継続して実施するとともに、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画の見直している場合 11円/月 (1割負担)・21円/月 (2割負担)・31円/月 (3割負担)
排せつ支援加算 (II)	排せつ支援加算 (I)の算定要件を満たしている施設において、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、又はおむつ使用ありから使用なしに改善している場合 16円/月 (1割負担)・31円/月 (2割負担)・47円/月 (3割負担)
排せつ支援加算 (III)	排せつ支援加算 (I)の算定要件を満たしている施設において、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、かつおむつ使用ありから使用なしに改善している場合 21円/月 (1割負担)・41円/月 (2割負担)・62円/月 (3割負担)
科学的介護推進体制加算 (II)	科学的介護推進体制加算 (I)の算定要件に加え、利用者の疾病の状況を厚生労働省に提出した場合 52円/月 (1割負担)・103円/月 (2割負担)・154円/月 (3割負担)
看護体制加算 (I)	常勤の看護師を1名以上配置した場合 13円/日 (1割負担)・25円/日 (2割負担)・37円/日 (3割負担)
看護体制加算 (II)	常勤の看護職員を2名以上配置した場合 24円/日 (1割負担)・48円/日 (2割負担)・71円/日 (3割負担)
夜勤職員配置加算 (II)	夜勤を行う介護職員等の数が、最低基準を1人以上、上回っている場合 48円/日 (1割負担)・95円/日 (2割負担)・142円/日 (3割負担)

日常生活継続支援加算（Ⅱ）	新規入所者のうち、要介護4～5の割合が70%以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上の場合又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が現入居者の15%以上である場合 48円/日（1割負担）・95円/日（2割負担）・142円/日（3割負担）
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護福祉士を60%以上配置している場合 19円/日（1割負担）・37円/日（2割負担）・56円/日（3割負担）
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	介護福祉士を50%以上又は常勤職員を75%以上又は勤続7年以上の介護職員を30%以上配置している場合 7円/日（1割負担）・13円/日（2割負担）・19円/日（3割負担）
若年性認知症入所者受入加算	受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。 124円/日（1割負担）・247円/日（2割負担）・370円/日（3割負担）
療養食加算	管理栄養士又は栄養士によって管理され、入所者の年齢、心身の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供が行われている場合 6円/食（1割負担）・12円/食（2割負担）・19円/食（3割負担）
ADL維持等加算（Ⅰ）	評価対象者全員に対し、一定の研修を受けた評価者がADL値を測定し、計算したADL利得の平均値が1以上である場合 31円/月（1割負担）・62円/月（2割負担）・93円/月（3割負担）
ADL維持等加算（Ⅱ）	評価対象者全員に対し、一定の研修を受けた評価者がADL値を測定し、計算したADL利得の平均値が1以上である場合 62円/月（1割負担）・124円/月（2割負担）・185円/月（3割負担）
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合。認知症の者の占める割合が2分の1以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合 3円/日（1割負担）・6円/日（2割負担）・9円/日（3割負担）
看取り介護加算（Ⅰ）	医師が、医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断しご契約者の同意を得て、見取りに関する指針に基づきサービス提供を行った場合（死亡日以前45日を限度として） ○死亡日45日～31日前 74円/日（1割負担）148円/日（2割負担）222円/日（3割負担） ○死亡日30日～4日前 148円/日（1割負担）296円/日（2割負担）444円/日（3割負担） ○死亡日の前日・前々日 699円/日（1割負担）1,397円/日（2割負担） 2,095円/日（3割負担） ○死亡日 1,315円/日（1割負担）2,629円/日（2割負担）3,944円/日（3割負担）
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	（Ⅱ）の要件を満たし、業務改善の成果が確認されている、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している、職員間の適切な役割分担を行っている場合 103円/月（1割負担）・206円/月（2割負担）・309円/月（3割負担）
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	利用者の安全・介護サービスの質の向上・職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催、見守り機器等のテクノロジーの導入、効果を示すデータの提供を行った場合 11円/月（1割負担）・21円/月（2割負担）・31円/月（3割負担）

○介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

※①居住費及び②食費については、申請し市町村より認定を受けた場合、利用者負担第1段階から第3段階まで減額されます。ご利用の際、介護保険証とともに負担限度額認定証をご提示下さい。

① 居住費	利用者負担第1段階	880円/日	
	利用者負担第2段階	880円/日	
	利用者負担第3段階①②	1,370円/日	
	利用者負担第4段階	2,600円/日	
① 食費	利用者負担第1段階	300円/日	
	利用者負担第2段階	390円/日	
	利用者負担第3段階①	650円/日	
	利用者負担第3段階②	1,360円/日	
	利用者負担第4段階	1,445円/日	
② 複写物の交付	コピー、用紙代等		10円/枚
③ 日常生活上必要となる諸費用	日常生活品や嗜好品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるもの 例) 医療費、医療用尿バック、インフルエンザ等予防接種代、栄養補助食品、ジュース、アルコール類、水分補給用清涼飲料水等飲食物にかかる費用、売店の購入費用、タバコ代、理美容代、パジャマ、肌着、普段着等の被服費、歯磨き粉、歯ブラシ、ティッシュ等の日常生活用品、入場料、外出時の食事代、おこづかい等。		実費
④ 電気料金	居室へ持ち込みの小型冷蔵庫やテレビ等に係る電気使用料 ※充電器で使用するもの（スマートフォン、タブレット、電気シェーバー等）は除きます。	1台につき 550円/月	
⑤ 入居者生活資金管理サービス	ご契約者の生活資金を管理し、その中から日常生活上必要となるもの（医療費、理美容代、生活用品、嗜好品等）の購入や支払いを代行します。	2,050円/月	
⑥ 通帳等管理サービス	身元保証人が不在等の理由により、預金通帳等の管理を行う。	1口座につき 1,000円/月	